NPO法人K&K 定款

第1章総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人K&Kという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市金森東一丁目23番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害のある児童を対象として児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行うと共に、子ども食堂の運営事業、地域のごみ拾い事業、フリーマーケット・リサイクル事業を行い、障害を持つ児童に対する療育と地域社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - (2) 子ども食堂の運営事業
 - (3) 地域のごみ拾い事業
 - (4) フリーマーケット・リサイクル事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 替助会員 この法人の目的に替同し替助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め

なければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書 面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が 欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行す る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現 任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加 わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 護事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により 招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事 長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準 じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない

事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務周長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別 に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 前澤 慶一郎

理 事 中野清晴

理 事 高里 篤史

理 事 畔上 雄一郎

監事 田中幸平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円
 - (2) 年会費 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人K&K

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
	(どちらかに))) 氏 名	O) (5.99%+C	IX 19K 7D TT
	formatel now and	マエサワ ケイイチロウ	-t- (m	## F
1	理事・監事	前澤 慶一郎	有· <mark>無</mark>	理事長
		ナカノ キョハル	- Arr	
2	理事・監事	中野 清晴	有・無	
		タカサト アツシ		
3	理事・監事	高里 篤史	有・無	
4	理事・監引	アセ゛カ゛ミ ユウイチロウ	有・無	
4	(五五) (本)	畔上 雄一郎	H · m	
5	理事・監事	タナカ コウヘイ	有・ <mark>無</mark>	
j	任 尹、 医 (3	田中 幸平	行 · [然]	

2025年度 事業計画書

NPO法人K&K

1 事業実施の方針

・現在は株式会社で東京都の指定を受けている障害児通所支援事業を、NPO法人で速やかに受けるように手続きを行い、利用者に影響が出ないようにする。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 34,632 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費(千円)
	発達障害のある未就学生 書でもでな動作の適応を 事をを必要な動作の適応を を必要な動作の適応ので をである。 を行う。 を行う。	法人成立後 平日 10:00~12:00 14:00~17:00 土、祝日 10:00~12:00 13:00~16:00	ウィブ・ カイ一町 中町 町田市 中町 1-8-2	8人	町周むの害子市に就達あもと住学障る	20 人	10, 250
児童福祉法に 基づく援事業		法人成立後 平日 10:00~12:30 13:30~17:00 土・祝日 10:00~12:30 13:30~16:00	ウィズ・ コイ町 森野 町田市 森野 5-12-16	10人		20 人	13, 650
地 / 八 次 李杲	発電 (6 歳 と 18 ま	法人成立後 平日 14:00~17:00 土、祝日 10:00~16:00	ウィブ・ フィ町 中町 町田市 中町 1-8-2	8人	町周む害就(18歳) 上住障る童〜 18歳	20 人	4, 450
		法人成立後 平日 13:30~17:00 士・祝日 10:00~12:30 13:30~16:00	ウィブ・ フィ 野 町田市 森野 5-12-16	10人		20人	5, 726

子ども食堂の運営事業	児童発達支援・放課後 等デイサービスを利用 する子ども・児童と共 に、全ども食堂を運営 する。	法人成立後 毎週土曜 12:00~13:00	ウィズ・町田中町田市中町	10 人	子ども利用をおる。	10 人	120
			1-8-2 ウィー町 森野 町田市 森野 5-12-16	10人		10人	120
地域のごみ拾	当法人の職員、利用者 と家族、近隣住民など の中から有志を募って 地域のゴミ拾い活動を する。	法人成立後 毎週水曜 14:00~15:00	ウィズ・ ユー町田 中町の周 辺	10人	ウユ中田周む民をる民イー町森辺一、通一大町、野に般周行般・田町の住市辺す市	不特定多数	8
い事業			ウィズ・ ユー町田 森野 の周 辺	10人			8
フリーマーケ	フリーマーケットを開 催するための場所や、 リサ集場所として 東場所として 実際で 大変で はで はで はで はで は は で は は は は は は は は は は	法人成立後 毎週第1日曜 10:00~16:00	ウィー町 中町田市 中町 1-8-2	2人	フリケ訪れ市民	20 人/回	150
ット・リサイ クル事業			ウィブ・ コイ斯 町田市 森野 5-12-16	2人		20 人/回	150

2026年度 事業計画書

NPO法人K&K

1 事業実施の方針

・子ども食堂の運営、地域のごみ拾い、フリーマーケット・リサイクル事業に力を入れ、外部の人々が 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所に足を運んでくれるように努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 69,264 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費(千円)
	発達障害のある未就学 のある未就学 のある未就学 を達する。 を選挙を動作の適応・ のでででである。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 をしてる。 をしてる。 を行う。 を行う。 を行う。	平日 10:00~12:00 14:00~17:00 士、祝日 10:00~12:00 13:00~16:00	ウィズ・ カイ町 中町 町田市 中町 1-8-2	8人	町周むの害子と住学障る	20 人	20, 500
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業		平日 10:00~12:30 13:30~17:00 土・祝日 10:00~12:30 13:30~16:00	ウィズ・ フィブ町 森野 町田市 森-12-16	10人		20 人	27, 300
週 門文 货 争業	発達障害のある就学が、たまでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	平日 14:00~17:00 土、祝日 10:00~16:00	ウィブ・ イブ町 中町 町田市 中町 1-8-2	8人	町周む害就 (6 成) 18 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8 (8	20 人	8, 900
		平日 13:30~17:00 土・祝日 10:00~12:30 13:30~16:00	ウィズ・ コイ斯 新田市 森野 5-12-16	10人		20 人	11, 450

子ども食堂の運営事業	児童発達支援・放課後 等デイサービスを利用 する子ども・児童と共 に、子ども食堂を運営 する。	毎週土曜 12:00〜13:00	ウィズ・ ユー町田 中町 町田市 中町 1-8-2	15 人	子堂を利用とます。	20 人	240
庄台 字木			ウィブ・ ス一 森野 町田市 森野 5-12-16	15人		20 人	240
地域のごみ拾	当法人の職員、利用者 と家族、近隣住民など の中から有志を募って 地域のゴミ拾い活動を する。	毎週水曜 14:00~15:00	ウィズ・ ユー町田 中町の周 辺	15 人	ウユ中田周む民をる民イー町森辺一、通一、野に般周行般・田町の住市辺す市	不特定 多数 -	17
い事業			ウィズ・ ユー町田 森野 の周 辺	15人			17
フリーマーケ		毎週第1日曜 10:00~16:00	ウィズ・ ユー町 町田市 中町 1-8-2	4人	フリーマト カーシャル 一般 市民	40 人/回	300
ット・リサイ クル事業 			ウィブ・ コイザ 森野 町田市 森野 5-12-16	4人		40 人/回	300

2025年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

NPO法人K&K

			(単位:円
V 49 31	<u>科</u>	1 金額	小計・合計
	4		
1 受取会			
	員受取会費	0	
質明	力会員受取会費	0	
2 受取寄			
受用	文寄附金	0	
3 受取助	成金等		
	文助成金	0	
~~	X-9314X IE.		
4 事業収	*		42, 000, 0
		10,000,000	42, 000, 0
	賃福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	42, 000, 000	
	ざも食堂の運営事業収益	0	
地攻	成のごみ拾い事業収益	0	
フリ	リーマーケット・リサイクル事業収益	0	
5 その他	の収益		
	文利息	0	
7.1	and to the second of the secon		
常収益	計		42, 000,
B】 経常	· 費 用		12, 000,
1 事業費			
			24, 840,
(1).		01 000 000	24, 040,
	斗手当 3.4770	21, 600, 000	
	章報酬 第447世 B	0	
	战給付費用	0	
福利	川厚生費	3, 240, 000	
(2)	その他経費		9, 792,
	代家賃	3, 792, 000	
	1. 至光熱費	480, 000	
通信		360, 000	
	5	2, 400, 000	
材料		600, 000	
	读交通費	600, 000	
支扎	4手数料	1, 560, 000	
事業費計			34, 632,
2 管理費			04, 002,
(1).			4, 800,
	量報酬	4, 800, 000	
松坐	¥手当	1, 555, 555	
	最給付費用	0	
		100	
備木	川厚生費	0	
(2)	その他経費		
	こう 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	0	
通信		0	
	大家賃	0	
		0	
/9X10	面償却費	0	
管理費計			4, 800,
	計		39, 432,
期経常	: 増 減 額 【A】−【B】 ···①		2, 568,
2】経常			
	至 資産売却益	0	
温点	E度損益修正益	0	
WH	(X 19) III. 10 III.	0	
常外地	z 益 計		
2】 経 常	外費用		
	資産売却損	0	
	F損失	0	
	F.度損益修正損	0	
常外費		0	
期経常			
引前当		• • • (3)	2, 568,
	新 正 味 財 産 増 減 額 ①+②	' ③	2, 508, 70.
	、税、住民税及び事業税 ・・・④		70, 0
	Z時正味財産額 ・・・⑤		
期繰起	正 味 財 産 額 ③-④+⑤		2, 498,

2026年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

NPO法人K&K

			(単位:円)
[A]	<u>料</u> <u>目</u> 経常収益	金 額	小計・合計
1	受取会費		(
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		
-	受取寄附金	0	
3	受取助成金等		(
	受取助成金	0	
4	事業収益		84, 000, 000
	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	84, 000, 000	
	子ども食堂の運営事業収益	0	
	地域のごみ拾い事業収益	0	
	フリーマーケット・リサイクル事業収益	U	
5	その他の収益		
	受取利息	0	
圣常	収益計		84, 000, 00
[B]	経 常 費 用 事業費		
1 1	(1)人件費		49, 680, 00
	給料手当	43, 200, 000	,,
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	6, 480, 000	
	(2) その他経費		19, 584, 00
	地代家賃	7, 584, 000	.0,001,00
	水道光熱費	960, 000	
	通信費	720, 000	
	消耗品費	4, 800, 000	
	材料費 旅費交通費	1, 200, 000 1, 200, 000	
	支払手数料	3, 120, 000	
+ 4	÷ ab −1		69, 264, 000
	<u>管理費</u>		09, 204, 000
	(1)人件費		9, 600, 00
	役員報酬	9, 600, 000	
	給料手当 退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	III-17-7-14		
	(2) その他経費		
	広告宣伝費	0	
	通信費 地代家賃	0	
	減価償却費	0	
管理	費計		9, 600, 000
至 常 期	<u>費 用 計</u> 経 常 増 減 額 【A】-【B】 ・・・①		78, 864, 00 5, 136, 00
C C	<u>経 常 増 減 額 【A】-【B】・・・①</u> 経 常 外 収 益		5, 130, 00
Ĭ	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
, L	N 11π ++ =L		
圣 常 【D】	<u>外 収 益 計</u> 経 常 外 費 用		
1	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
子 常 期	外 費 用 計		
当期	経 常 外 増 減 額 【C】-【D】 ···②		F 126 000
- 61	前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+② ・・・③		5, 136, 00
K 31	注人税 住民税及75重要税 · · · ④		70 00
7 71	法人税、住民税及び事業税 ・・・④ 前期繰越正味財産額 ・・・⑤ 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤		70, 000 2, 498, 000

NPO法人K&K 設立趣旨書

発達障害を持つ子どもが、日常生活に必要な動作の習得や、集団生活への適応を促すための児童福祉サービスとして、0歳~6歳までの未就学児を対象とした児童発達支援と、6歳~18歳の就学児童を対象とした放課後等デイサービスの2種類があります。

厚生労働省の報告によれば、平成24年度(2012年)~令和3年度(2021年)の間で、児童発達支援の利用者(月平均)は47,074人から136,422人と2.89倍増加し、放課後等デイサービスの利用者(月平均)は53,590人から274,414人と5.12倍増加しています。この背景には、発達障害やグレーゾーンとされる子どもたちの早期発見・診断が進んでいることや、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、放課後等の預かり支援の需要が増加していることがあります。この需要の急増に対して、人材不足(特に有資格者:保育士、児童指導員、理学療法士など)により、供給が追い付いていないことが課題となっています。

人材の不足はサービスの質を低下させると共に、有資格者の配置条件をクリアできないために国からの 給付費が減額されてしまい、現在運営しているスタッフの人件費が削減されて離職を招き、さらに人材が 不足するという悪循環に陥り、実際そのようになっている事業所もあります。

私は株式会社で児童発達支援と、放課後等デイサービスの事業所を約3年前から運営していますが、従業員に恵まれ、その問題は解決できている状態です。ただ、運営を続ける中で、利用者が接するのは事業所にいるスタッフが基本になるため、利用者の社会適応や今後の社会生活を考えると、外部の人々が事業所に足を運んでくれる仕組みを作り、利用者と接点を持てるようにできないかと考えるようになりました。

そこで、事業所の利用者が運営する子ども食堂、事業所の利用者が参加する地域のごみ拾い活動、事業所が休みの日に、フリーマーケット・リサイクルを行う場所として、事業所を無償で提供することを考えました。また、この活動が外部の人々に受け入れられるためには、現在の株式会社で運営しない方がいいのではないかと考えるようになりました。その中で、この営利を目的としていないことや、地域の人々の理解や協力が不可欠であることから、NPO法人として運営するのが最適だという結論に達しました。

今後NPO法人になった後は、株式会社で行っている児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の運営を引き継ぐと共に、子ども食堂、地域のごみ拾い活動、フリーマーケット・リサイクルを行う場所の無償提供を通して、利用者の社会適応と地域社会の貢献に積極的に取り組んでいく所存です。

申請に至るまでの経過

2009年12月 株式会社K&K 設立

2022年11月 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所として、

ウィズ・ユー町田中町の運営を開始

2024年10月 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所として、

ウィズ・ユー町田森野の運営を開始

2025年 5月 設立発起人

が集い、NPO法人化を検討

今和7年7月7日

設立代表者 氏名 前澤慶一郎